

岡山県災害復旧・復興推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 知事は、災害により被害を受けた地域が県内で相当の範囲に及び、かつ、復旧・復興に相当の期間を要する重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため必要があると認める場合は、被災後速やかに、岡山県災害復旧・復興推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 復旧・復興に向けた施策の総合調整に関すること。
- (2) その他、復旧・復興に関し必要な事項に関すること。

(組織及び職務)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、本部に関する事務を総括する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐する。
- 4 本部長に事故があるときは、総合政策局に関する事項を担当する副知事がその職務を代理する。
- 5 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部会議)

第4条 所掌事務について協議するため、本部会議を開催する。

- 2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。
- 3 特定の事項について協議しようとする場合は、本部長が指名する副本部長及び本部員の出席により開催することができる。

(連絡調整会議)

第5条 所掌事務に係る各部局間の連絡調整のため、本部に連絡調整会議を置く。

- 2 連絡調整会議は、議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は、総合政策局政策推進監をもって充て、委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 連絡調整会議は、議長が招集し、これを主宰する。

(他の者の出席)

第6条 本部会議及び連絡調整会議は、本部の所掌事務に関し必要があるときは、本部長が指名する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、総合政策局政策推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、岡山県災害復旧支援本部設置要領（平成17年4月15日実施）及び平成30年7月豪雨災害復旧・復興推進本部設置要綱（平成30年8月30日施行）は、廃止する。
- 3 前項の規定により廃止する前の平成30年7月豪雨災害復旧・復興推進本部設置要綱に基づき設置された平成30年7月豪雨災害復旧・復興推進本部は、この要綱に基づき設置された本部とみなすものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

危機管理監、知事室長、総合政策局長、総務部長、県民生活部長、環境文化部長、保健医療部長、子ども・福祉部長、産業労働部長、農林水産部長、土木部長、出納局長、公営企業管理者、教育長、警察本部長

別表第2（第5条関係）

危機管理課長、政策推進課長、総務学事課長、県民生活交通課長、環境企画課長、保健医療課長、福祉企画課長、産業企画課長、農政企画課長、監理課長、教育庁教育政策課長、警察本部警務課長